



文書による事前教示は、**口頭照会とは異なり**、輸入通関審査に際して、**尊重**されます。口頭照会との違いを具体的にご紹介します！

口頭照会の場合・・・



輸入者

① 工事現場で使う「**ゴム手袋**」は、輸入する時、**関税**ってかかるのかな？ 電話で聞いてみよう！

② 「**ゴム製手袋**」は**関税**がかかりますか？

③ 「**ゴム製手袋**」であれば、**関税は無税**です。



税関(鑑査官部門)

④ **関税が無税**ということで輸入してみると・・・

⑤ これは、**ゴム製**ではなく「**綿製手袋にゴムを塗布したもの**」なので、**有税**です！



輸入者

⑥ え~~~~~!!! 電話で聞いたのに！



税関(通関部門)

口頭での商品説明に基づく回答ですので、輸入通関の際は**単なる参考情報**にすぎません。(メール照会も同様です。)



「文書による事前教示」のメリット



① 初めての輸入なので、**文書で関税分類の照会**をしたいのですが・・・



輸入者

事前教示に関する照会書

照会者： 財務商事株
品名： 綿製手袋
型番： GLOBE-2
照会貨物の説明
製法： **綿糸で編んだ手袋の表面にゴムを塗布したもの**
用途： 作業用
包装： 1ダース/箱

② 照会書を提出

事前教示回答書

税番： 6116.10-161
税率： **協定 7.4%**
特恵： **Free (無税)**
品名： 綿製手袋
概要： **綿製手袋に滑り止めのゴムを塗布したもの**



税関(鑑査官部門)

④ 回答

事前教示回答(品目分類)の検索画面は[こちら](#)！
または「事前教示回答事例」で検索！



③ こちらが**回答書**になります。輸入申告の際に、NACCSの「事前教示(品目)」欄に回答書番号を入力するか、申告書類に添付して提出して下さい。
全国どこで輸入されても有効なので、安心して下さい！

文書教示の回答内容は、**全国の税関において**、輸入通関審査に際して**原則3年間尊重**されるので、税関での輸入時の審査時間が短縮され、**貨物の通関・引取りが早くなります！**